

鎌倉市高齢者保健福祉計画

(平成 30 年度～令和 2 年度)

(2018 年度～2020 年度)

令和 2 年度 (2020 年度)

実績報告書



目次

鎌倉市高齢者保健福祉計画の背景とねらい	P. 1
計画の位置付け	P. 1
計画の期間	P. 1
報告書の主旨及び計画の進行管理	P. 2
高齢者を取り巻く状況	P. 3
高齢者保健福祉計画の体系	P. 4

計画の重点施策

評価の指標	P. 6
重点施策1：地域ケア体制の充実	P. 7
重点施策2：認知症施策の推進	P. 10
重点施策3：生涯現役社会の構築	P. 12

主要施策の推進について

基本方針1 いつまでも安心して元気で暮らせる地域づくりの推進

主要施策1-1 地域ケア体制の充実

施策の方向性(1) 地域包括支援センターの機能の強化	P. 14
施策の方向性(2) 生活支援サービス提供に向けた体制整備	P. 14
施策の方向性(3) 地域での支え合い活動の推進	P. 14
施策の方向性(4) 見守り体制の充実	P. 14

主要施策1-2 認知症施策の推進

施策の方向性(1) 早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築	P. 14
施策の方向性(2) 認知症本人とその家族への支援の充実	P. 15

主要施策1-3 高齢者の尊厳を守る取組の推進

施策の方向性(1) 高齢者・障害者虐待防止ネットワークの推進	P. 15
施策の方向性(2) 権利擁護の取組	P. 16
施策の方向性(3) 福祉教育の推進	P. 17

主要施策1-4 在宅生活支援サービスの充実

施策の方向性(1) 高齢者の在宅生活の支援	P. 17
施策の方向性(2) 介護者支援の強化	P. 18

主要施策1-5 医療と介護・福祉の連携の強化

施策の方向性(1) 在宅医療と介護・福祉の連携の推進	P. 18
----------------------------	-------

基本方針2 生涯現役社会の構築と生きがいくりの推進

主要施策2-1 生涯現役社会の構築

施策の方向性(1) 生涯現役促進地域連携事業の推進	P. 20
施策の方向性(2) シルバー人材センターを活用した就労機会の充実	P. 20

主要施策2-2 生きがいくりの推進

施策の方向性(1) 生涯学習の推進	P. 20
-------------------	-------

施策の方向性（2）いきいき事業の推進	P. 21
主要施策 2-3 社会参加の推進と地域活動の拠点の充実	
施策の方向性（1）老人クラブの充実	P. 21
施策の方向性（2）地域活動団体への支援	P. 22
施策の方向性（3）世代間交流の促進	P. 23
施策の方向性（4）老人福祉センターの充実	P. 23
基本方針 3 住みなれた地域や家で生活できる環境の整備	
主要施策 3-1 安心して暮らせる生活環境の確保	
施策の方向性（1）高齢者向け住宅の整備	P. 24
施策の方向性（2）介護保険施設等の整備	P. 24
施策の方向性（3）その他の施設サービス	P. 25
主要施策 3-2 高齢者にやさしいまちづくりの推進	
施策の方向性（1）買い物支援サービス等の情報提供	P. 26
施策の方向性（2）移動サービスの充実	P. 26
主要施策 3-3 防犯・防災体制の整備	
施策の方向性（1）消費者相談の充実	P. 27
施策の方向性（2）災害時における支援体制の充実	P. 27
施策の方向性（3）防犯情報の提供等	P. 28
基本方針 4 健康づくりと介護予防の推進	
主要施策 4-1 健康づくり事業の推進	
施策の方向性（1）健康に関する普及啓発	P. 29
施策の方向性（2）生活習慣病予防と疾病の早期発見	P. 29
主要施策 4-2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	
施策の方向性（1）介護予防・生活支援サービス事業の推進	P. 30
施策の方向性（2）一般介護予防事業の推進	P. 31
基本方針 5 介護保険サービスの適切な提供体制の充実	
主要施策 5-1 介護保険給付サービスの充実	
施策の方向性（1）介護（予防）サービスの充実	P. 32
施策の方向性（2）地域密着型サービスの充実	P. 33
施策の方向性（3）共生型サービスの創設	P. 34
主要施策 5-2 介護保険制度の適切な運営の確保	
施策の方向性（1）介護保険サービスの質の確保と人材養成	P. 34
施策の方向性（2）介護給付適正化の推進	P. 36
介護保険制度の状況（令和2年度（2020年度）実績）	P. 37

● 鎌倉市高齢者保健福祉計画の背景とねらい

高齢期になってもその人らしく健康に、いきいきと暮らすために必要な対策が講じられるよう、地域における高齢者の保健・福祉ニーズと必要なサービス量を明らかにし、整備すべき保健・福祉サービスの目標量を定め、健康な高齢者から介護を必要とする高齢者までの総合的な計画として、「鎌倉市高齢者保健福祉計画」（以下「計画」という）を策定しました。

また、この計画では、高齢者が生きがいを持ち社会参加する機会をつくり、健康づくりや介護予防を意識した生活しやすい環境を整え、多様な介護サービスの基盤整備をしいつまでも安心して元気で暮らせる地域づくりを目指しています。

● 計画の位置付け

本計画は、全ての市区町村に策定が義務付けられている、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく介護保険事業計画及び保健施策が一体となった計画であり、平成 12 年度(2000 年度)から実施しています。

本市の行政運営の基本指針である第 3 次鎌倉市総合計画を上位計画とし、他の計画との調和を保ちながら策定する計画となっています。

また、平成 29 年度(2017 年度)に改訂される神奈川県保健医療計画と整合性が図られた計画となっています。

● 計画の期間

第 7 期鎌倉市高齢者保健福祉計画の期間は、平成 30 年度(2018 年度)から令和 2 年度(2020 年度)までの 3 か年です。

なお、計画期間の最終年である令和 2 年度(2020 年度)に見直しを行い、令和 3 年度(2021 年度)以降の新たな計画として第 8 期鎌倉市高齢者保健福祉計画を策定しています。

	高齢者保健福祉計画 第 5 期介護保険事業計画	高齢者保健福祉計画 第 6 期介護保険事業計画	高齢者保健福祉計画 第 7 期介護保険事業計画	高齢者保健福祉計画 第 8 期介護保険事業計画
平成 24 年度(2012 年度)	↑ ↓			
平成 25 年度(2013 年度)				
平成 26 年度(2014 年度)		▲ 見直し		
平成 27 年度(2015 年度)		↑ ↓		
平成 28 年度(2016 年度)				
平成 29 年度(2017 年度)			▲ 見直し	
平成 30 年度(2018 年度)			↑ ↓	
平成 31 年度(2019 年度)				
平成 32 年度(2020 年度)				△ 見直し
平成 33 年度(2021 年度)				↑ ↓
平成 34 年度(2022 年度)				
平成 35 年度(2023 年度)				

● **報告書の主旨及び計画の進行管理**

この報告書は、計画に掲げた各施策の方向性について令和2年度（2020年度）の進捗状況を記載しています。

策定した計画に対する進捗状況を示すことで、評価を行い、施策・事業の改善及び見直しを図るため、鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会を設置し、計画の進行管理を行っています。

● 高齢者を取り巻く状況

◎ 高齢者数と高齢化率の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
総人口	176,451 人	176,398 人	176,421 人	176,377 人	177,063 人
高齢者人口	53,795 人	53,966 人	54,095 人	54,053 人	54,032 人
高齢化率	30.49 %	30.59 %	30.66 %	30.65 %	30.52 %
65～74 歳	25,571 人	24,869 人	24,207 人	23,338 人	23,038 人
75 歳以上	28,224 人	29,097 人	29,888 人	30,715 人	30,994 人
40～64 歳人口	62,168 人	62,644 人	62,033 人	63,955 人	64,650 人

* 上記の人口数は、住民基本台帳に基づいた各年度 9 月末のものであります。

◎ 他市の状況

(令和 3 年 (2021 年) 1 月 1 日現在)

	鎌倉市	三浦市	逗子市	藤沢市	茅ヶ崎市
総人口	172,700 人	41,988 人	57,076 人	438,071 人	242,470 人
高齢者人口	53,356 人	17,130 人	17,929 人	106,803 人	65,017 人
高齢化率	30.90 %	40.80 %	31.41 %	24.38 %	26.81 %
65～74 歳	22,718 人	7,970 人	7,626 人	50,334 人	30,479 人
75 歳以上	30,638 人	9,160 人	10,303 人	56,469 人	34,538 人

* 神奈川県年齢別人口統計調査の数値を基に集計したものです。

* 令和 2 年国勢調査を基にした推計人口のため、住民基本台帳人口とは異なります。

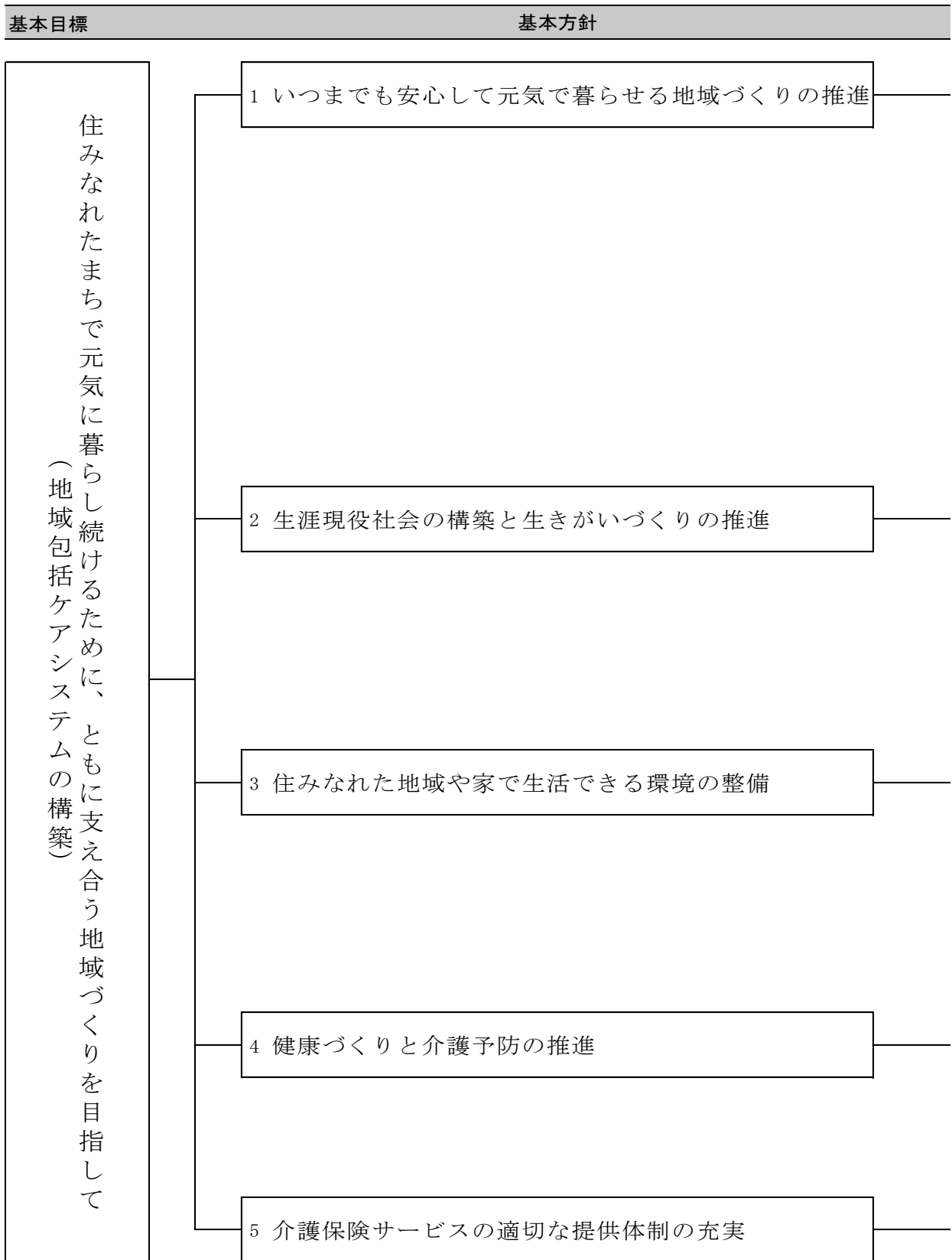
◎ 要支援・要介護認定者数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
要支援 1	1,470 人	1,520 人	1,549 人	1,718 人	1,705 人
要支援 2	1,211 人	1,271 人	1,277 人	1,348 人	1,378 人
要介護 1	2,047 人	2,076 人	2,167 人	2,184 人	2,239 人
要介護 2	1,955 人	1,959 人	2,073 人	1,831 人	1,753 人
要介護 3	1,391 人	1,387 人	1,485 人	1,378 人	1,378 人
要介護 4	1,162 人	1,168 人	1,244 人	1,270 人	1,349 人
要介護 5	935 人	961 人	993 人	970 人	995 人
計	8,780 人	10,342 人	10,788 人	10,699 人	10,797 人

* 認定者数は、各年度 9 月末のものであります。

* 認定者数は、2 号被保険者(40～64 歳)も含めた人数です。

高齢者保健福祉計画の体系



主要施策	施策の方向性
1-1 地域ケア体制の充実 ※	(1) 地域包括支援センターの機能の強化、(2) 生活支援サービス提供に向けた体制整備、(3) 地域での支え合い活動の推進、(4) 見守り体制の充実
1-2 認知症施策の推進 ※	(1) 早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築、(2) 認知症本人とその家族への支援の充実
1-3 高齢者の尊厳を守る取組の推進	(1) 高齢者・障害者虐待防止ネットワークの推進、(2) 権利擁護の取組、(3) 福祉教育の推進
1-4 在宅生活支援サービスの充実	(1) 高齢者の在宅生活の支援、(2) 介護者支援の強化
1-5 医療と介護・福祉の連携の強化	(1) 在宅医療と介護・福祉の連携の推進
2-1 生涯現役社会の構築 ※	(1) 生涯現役促進地域連携事業の推進、(2) シルバー人材センターを活用した就労機会の充実
2-2 生きがいづくりの推進	(1) 生涯学習の推進、(2) いきいき事業の推進
2-3 社会参加の推進と地域活動の拠点の充実	(1) 老人クラブの充実、(2) 地域活動団体への支援、(3) 世代間交流の促進、(4) 老人福祉センターの充実
3-1 安心して暮らせる生活環境の確保	(1) 高齢者向け住宅の整備、(2) 介護保険施設等の整備、(3) その他の施設サービス
3-2 高齢者にやさしいまちづくりの推進	(1) 買物支援サービス等の情報提供、(2) 移動サービスの充実
3-3 防犯・防災体制の整備	(1) 消費者相談の充実、(2) 災害時における支援体制の充実、(3) 防犯情報の提供等
4-1 健康づくり事業の推進	(1) 健康づくりに関する普及啓発、(2) 生活習慣病予防と疾病の早期発見
4-2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進、(2) 一般介護予防事業の推進
5-1 介護保険給付サービスの充実	(1) 介護（予防）サービスの充実、(2) 地域密着型サービスの充実、(3) 共生型サービスの創設
5-2 介護保険制度の適切な運営の確保	(1) 介護保険サービスの質の確保と人材養成、(2) 介護給付適正化の推進

※は重点施策として取組む主要施策です。

計画の重点施策

◎ 評価の指標

重点施策	1-1 地域ケア体制の充実					単位	人	備考
指標の内容	年次	H29	H30	H31(R1)	R2			
高齢者生活支援サポートセンター事業 サポーター数	目標値		165	180	195	登録者数		
	実績値	152	177	187	128			
	達成率		107.3%	103.9%	65.6%			

重点施策	1-1 地域ケア体制の充実					単位	人	備考
指標の内容	年次	H29	H30	H31(R1)	R2			
高齢者生活支援サポートセンター事業 利用者	目標値		105	110	115	累計登録利用者数		
	実績値	97	115	131	90			
	達成率		109.5%	119.1%	78.3%			

重点施策	1-2 認知症施策の推進					単位	人	備考
指標の内容	年次	H29	H30	H31(R1)	R2			
認知症サポーター養成講座 参加者数	目標値		4,000	4,000	4,000	年度ごとの延人数		
	実績値	1,154	3,003	2,481	1,133			
	達成率		75.1%	62.0%	28.3%			

重点施策	2-1 生涯現役社会の構築					単位	人	備考
指標の内容	年次	H29	H30	H31(R1)	R2			
就業者数	目標値		64	64	47	延人数		
	実績値	42	117	123	134			
	達成率		182.8%	192.2%	285.1%			

重点施策 1:地域ケア体制の充実

◎ 地域包括支援センターの機能の強化（高齢者いきいき課）

計画目標

地域包括支援センター*の運営にあたっては、本市のように委託によるセンター運営である場合には、どの法人が受託する場合でも市区町村が示す方針に基づく適切な活動・運営が求められています。本市ではすでに事業計画（活動方針）を提示しており、それを基に各地域包括支援センターが年間の事業計画を作成し事業を実施しています。今後も各地域包括支援センターが市とともに協力しながら、高齢者の支援を行えるよう取組みます。

また、地域包括支援センターの業務や活動が地域で認知され信頼されるためには、相談内容の秘密保持や個人情報保護法を遵守することはもちろんのこと、誠実にその相談を受ける技術や、収集したり提供したりするための情報網・情報量も大切になってきます。また、その活動において公平で公正中立であることも必要です。

地域包括支援センターの業務に関する自己点検、自己評価、介護保険運営協議会等による外部評価や結果の公表も含めて検討していきます。

令和2年度（2020年度）達成状況

地域包括支援センターの活動報告と決算について報告を受け、介護保険運営協議会で承認を得ました。また、次年度の活動に向けて、地域包括支援センター管理者の職員と、市職員のうち、地域包括支援センター業務に関連する部署の職員が会議を持ち、令和2年度（2020年度）地域包括支援センター事業計画（活動方針）を作成しました。その活動方針を基に、各地域包括支援センターがそれぞれの地域特性を活かした事業計画を立てました。事業計画については、介護保険運営協議会に諮り承認を得ました。

地域包括支援センターの業務が効果的、効率的に運営されているか等について、自己点検、自己評価、ヒアリングによる事業評価を実施しました。

地域包括支援センターが行う地域ケア会議ガイドラインに基づき、10箇所の地域包括支援センターで計22ケース、25回の地域ケア会議を実施しました。主な参加者は、本人・家族のほか、介護支援専門員（ケアマネジャー）、民生委員児童委員、自治会町内会等の地域住民団体の関係者、医師、警察、行政職員等が参加して、課題が重層する高齢者の支援や、家族に精神疾患を抱える高齢者の支援などを行いました。

* 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設（介護保険法第115条の46）。現在、鎌倉市では、鎌倉に3か所、大船に2か所、腰越・深沢に4か所、玉縄に1か所の計10か所設置している。主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）、社会福祉士、保健師・看護師の三職種を配置し、それぞれの専門性を活かして、互いに協力しながらチームで活動することにより、高齢になっても住みなれた地域で安心してその人らしい生活が送れるようにするために取り組んでいる。

◎ 生活支援サービス提供に向けた体制整備（高齢者いきいき課）

計画目標

一定の研修を受講した高齢者生活支援サポーター*が加齢に伴い日常生活に不自由を感じ始めた高齢者に対して、有償により介護保険の制度の枠を超えた「話し相手」や「趣味や生きがいのための支援」などを行っています。その高齢者生活支援サポートセンター事業が適切に運営されるように支援を行います。

高齢者一人ひとりに対してきめ細かな支援を行なっていくためには、公的な制度による介護サービスだけでなく、地域のボランティア団体や市民活動団体などによる生活支援サービスの提供が必要不可欠となり、その役割がますます重要となっています。

様々な助け合いの制度などによるネットワークが構築できるように協議体の設置が求められているため、日常生活圏域（鎌倉・腰越・深沢・大船・玉縄）の中でその地域の実情に合わせ実態の把握に努めます。すでに類似の目的を持ったネットワーク会議を活用し、日常生活圏域で協議体が設置されるよう、これらのネットワーク会議等の活動団体などへの支援を行います。

令和2年度（2020年度）達成状況

新型コロナウイルスの影響で当初2回を予定していた高齢者生活支援サポーター養成講座が1回のみの実施となり、10名が講座に参加し、9名がサポーターとして登録しました。令和3年（2021年）3月末現在、128名がサポーター登録をしています。登録利用者数は90名で、令和2年度は延べ2,018回の利用がありました。主な活動内容は、できるだけ一緒にやりたいという気持ちを大切にして行う家事支援や、趣味のための土いじり、一緒に散歩をする外出支援などを行いました。

生活支援サービス提供へ向けた体制整備については、類似の目的を持った既存の活動団体の会議を活用して、令和元年度は玉縄地域及び大船地域に協議体を設置し、地域課題や協議体の体制等について協議しました。また、その地域においても、一部では新型コロナウイルスの影響により令和2年度中に設置できなかった地域もありましたが、地域課題を話し合う機会のある既存の団体と共に協議体の意義や活動内容などを共有し、協議体の設置の必要性等について検討を進めました。

* 高齢者生活支援サポーター

加齢により今まで普通に行ってきた日常生活に不自由を感じ始めた高齢者のうち一定の要件に当てはまる高齢者（利用者）を支援するため、養成講座を受講して利用者と一緒に活動する人。

◎ 地域での支え合い活動の推進（福祉総務課・生活福祉課）

計画目標

自助、互助、共助、公助*の考え方に基づいて、地域福祉の周知・啓発に努め、地域住民が地区社会福祉協議会*をはじめとする自治組織活動や、地域のボランティア活動などに積極的に参加して、自ら地域の一員としての意識を持って取り組めるよう、支援を行います。

令和2年度（2020年度）達成状況

地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めた地域福祉計画について、地域福祉計画推進委員会と連携を図りながら進捗管理を行い、本計画の着実な推進を図りました。

また、鎌倉市社会福祉協議会を支援することにより、地域住民が行う高齢者サロン活動やボランティア活動に関しても情報提供を行い、その活性化を図りました。

* 自助・互助・共助・公助

自助は、自ら働き、得た収入等により生活し、自分のことは自分ですること。

互助は、近所の助け合いや住民組織、ボランティア等による相互扶助。

共助は、介護保険のような社会保険制度及びサービス。

公助は、福祉・保健・医療等の施策に基づく行政による支援。

* 地区社会福祉協議会

自治会・町内会や民生委員児童委員協議会を中心とした地域住民が主体となって組織されている任意の団体。鎌倉市では9つの地域に分かれて活動している。

◎ 見守り体制の充実（高齢者いきいき課・福祉総務課・総合防災課・消防本部）

計画目標

今後、一人暮らし高齢者や認知症の高齢者が増加すると見込まれるため、地域や関係機関などによるさりげない見守りなどを継続し、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるような体制づくりを構築していきます。

令和2年度（2020年度）達成状況

地域での見守り活動のひとつとして、引き続き高齢者見守り登録（旧一人暮らし高齢者登録）を推進しました。令和2年度（2020年度）末現在の登録者数は2,310人（男性413人、女性1,897人）です。

また、民生委員や地域包括支援センター等の連携による見守りを継続すると共に、地域で課題を抱える高齢者に対し、民生委員、地域包括支援センター、介護や医療等の関係者、行政などが連携して支援を行えるような関係作りを進めました。

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
高齢者見守り登録者数	1,781人	2,125人	2,671人	2,450人	2,376人	2,310人

重点施策 2: 認知症施策の推進

◎ 早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築（高齢者いきいき課・市民健康課）

計画目標

認知症では、診断・対応の遅れや、行動・心理症状への不適切な対応などにより、症状が悪化し、在宅での生活が困難になることが多くあります。

相談先をわかりやすく周知することや早期診断・早期対応の大切さ等の啓発を行い、できるだけ早く診断につなげられるような工夫をするとともに、介護事業者との連携を強化し、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、認知症の方に対して適切なサービスの提供に努めます。

令和2年度（2020年度）達成状況

認知症の早期診断・早期対応に向け、その大切さや地域包括支援センターをはじめ、市内医療機関や、家族会、認知症の支援団体等の相談先の情報を掲載した「認知症ケアパス」を配布しました（ホームページにも掲載）。

各地域包括支援センターに配置された「認知症地域支援推進員*」を中心に認知症が疑われる人や認知症の人で、医療・介護保険サービスにつながない人に対して、市内の精神科医をはじめ、複数の専門職で集中的に支援する「認知症初期集中支援チーム*」を設置しました。（令和2年度（2020年度） 認知症初期集中支援チーム対応数 1ケース ※令和3年（2021年）6月に支援終了）

【若年性認知症】

65歳未満で発症する認知症

* 認知症地域支援推進員

認知症の人や家族等に対する相談支援や、認知症に関する正しい知識の普及啓発、関係機関との連携、調整等を行う者。鎌倉市では平成29年4月から、各地域包括支援センターの職員1名が認知症地域支援推進員を兼ねている。

* 認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族に対して、複数の専門家が訪問等を行い、概ね6か月を目安に包括的、集中的に適切な介護や医療のサービス導入、家族への助言等の支援を行う。各地域包括支援センターに配置。

◎ 認知症本人とその家族への支援の充実（高齢者いきいき課・市民健康課）

計画目標

認知症になっても地域でその人らしく暮らしていけるまちづくりを推進していくために、認知症サポーター養成講座や認知症に関するさまざまな普及啓発活動を通じて、周囲の人の認知症への理解を深め、地域でその人らしく暮らせる体制や工夫を共に考える機会の提供を図ります。

また、若年性認知症については、発症当初は「うつ」と診断され治療を受けることが多いこと、本人の活動性が高く受け入れが難しいこと、サポートプログラムが少ないこと等の理由により、介護保険サービスの利用に至るまでの期間が長く、経済面や家族の問題など抱える問題も多岐にわたっています。そのため、医療や介護のみならず、就労支援などの障害者福祉サービスや地域のインフォーマルサービスの活用等、特有の状態に応じた適切な支援ができるよう、取組みます。

令和2年度（2020年度）達成状況

認知症を地域で支えるための普及啓発を目的とした認知症サポーター養成講座を実施し、令和2年度（2020年度）は、1,133名のサポーターが誕生しました。地域の自治・町内会だけでなく、金融機関、商店、小中学校とサポーターの輪が広がっています。

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
回数	30	50	87	59	49	108	79	23
人数	899	1,396	2,208	1,731	1,154	3,003	2,481	1,133

認知症カフェは令和3年（2021年）3月末現在、市内8カ所で開催されています。

重点施策 3:生涯現役社会の構築

◎ 生涯現役促進地域連携事業の推進（商工課）

計画目標

本市は、神奈川県下でも高齢化率が高く、人口減少・少子高齢化が地域コミュニティの希薄化などの問題を生じさせています。可能な限り住み慣れた鎌倉で、その人らしい暮らしを続けられる社会を築くためには、健康で意欲のある高齢者自身が、地域社会の一員として、長年培った経験や知識を活かし、役割をもって支えあえる、生涯現役社会の仕組みづくりも必要と考えます。

本市が平成28年度（2016年度）より取り組んでいる生涯現役社会地域連携事業は、知識、経験豊かな高齢者の就労を通して、地域課題の解決に取り組むとともに、高齢者の社会参加及び生きがいつくりの機会を増やし、いつまでも地域でいきいきと暮らせる環境をつくることを目標としています。

「生涯現役促進地域連携鎌倉協議会」と連携し、観光、IT、子育て、介護・生活支援及び中小企業支援を重点分野として、高齢者の雇用を促進するための相談窓口の設置、就労啓発セミナー及び企業との合同就職説明会等を実施するとともに、起業を希望する高齢者の支援も併せて行います。

令和2年度（2020年度）達成状況

生涯現役促進地域連携鎌倉協議会と連携し、高齢者の雇用を促進するため、相談窓口設置、ホームページによる情報提供、市内事業所の訪問、就労啓発セミナーや企業との合同就職説明会及び就業体験会を開催しました。令和2年（2020年）度は、就業者数目標47名に対し、就業実績は134名でした。

イベント開催状況

	啓発セミナー	就職説明会	就業体験会
回数(回)	1	3	2
人数(延べ)	16	86	16

◎ シルバー人材センターを活用した就労機会の充実（高齢者いきいき課）

計画目標

高齢者の就労は、経済的な理由だけではなく、社会参加や生きがいをづくりの目的もあります。個々の事情からその就労ニーズも多様化しています。また、これまで培われてきた知識や経験もそれぞれ違うことから、希望する職種も多岐にわたります。

鎌倉市シルバー人材センターは、高齢者が社会でいきいきと活躍するために、就労の機会を提供しています。市では、シルバー人材センターを支援し、高齢者が新たな分野の仕事にチャレンジしたり、今まで培われた知識や経験を活かしながら、地域社会の担い手となり続けられる環境づくりを支援します。

令和2年度（2020年度）達成状況

高齢者が社会でいきいきと活躍するために就労の機会を提供している鎌倉市シルバー人材センターに対して、シルバー人材センターの運営費に対する補助金の交付及び運転資金の貸付を行なうことにより、法人の円滑な運営を支援しました。

令和3年（2021年）3月末の会員数は513人、就業実人員数は458人でした。

主要施策の推進について

基本方針別の施策の展開

第1節

基本方針1	いつまでも安心して元気で暮らせる地域づくりの推進
-------	--------------------------

主要施策	重点施策	1-1 地域ケア体制の充実
------	------	---------------

施策の方向性	(1) 地域包括支援センターの機能の強化
--------	----------------------

重点施策に記載しました。(7ページ)

施策の方向性	(2) 生活支援サービス提供に向けた体制整備
--------	------------------------

重点施策に記載しました。(8ページ)

施策の方向性	(3) 地域での支え合い活動の推進
--------	-------------------

重点施策に記載しました。(9ページ)

施策の方向性	(4) 見守り体制の充実
--------	--------------

重点施策に記載しました。(9ページ)

主要施策	重点施策	1-2 認知症施策の推進
------	------	--------------

施策の方向性	(1) 早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築
--------	--------------------------

重点施策に記載しました。(10ページ)

施策の方向性

(2) 認知症本人とその家族への支援の充実

重点施策に記載しました。(11ページ)

主要施策

1-3 高齢者の尊厳を守る取組の推進

施策の方向性

(1) 高齢者・障害者虐待防止ネットワークの推進

○ **高齢者虐待*防止の推進** 【高齢者いきいき課】

高齢者虐待の防止に向け、生活の小さな変化に気づき速やかに関わっていく必要があります。小さなことであっても地域包括支援センターや市担当課にすぐに相談できるよう体制を整え、虐待防止の周知・啓発を図りました。

また、課題を抱えている家庭に関わる関係機関と連携を図り情報の共有と支援方法を明確にし、解決に向け家庭支援や見守りが効果的に行えるようケース検討会議の一層の活用を図りました。

【主な取組】

- 高齢者虐待防止の周知・啓発
- 高齢者虐待相談の充実
- 高齢者虐待対応のためのケース会議の開催
- 高齢者虐待防止研修の開催

* **高齢者虐待**

高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること。具体的には、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待に区分される。

○ **高齢者・障害者虐待防止ネットワークミーティングの運営**

【高齢者いきいき課・障害福祉課】

高齢者・障害者虐待防止となるよう、高齢者本人が抱える問題解決を図ったり、養護者のストレスや負担の軽減を図るなどの適切な支援を行ったりすることが必要であり、そのためには、本人または家族に係る医療や警察等、関係機関が十分な連携をとることが必要となります。

高齢者・障害者虐待への情報の共有と連携の強化を目的に、医療や警察、地域、関係機関とで構成する高齢者・障害者虐待防止ネットワークミーティングを開催、運営しました。

【主な取組】

- 関係機関代表者による高齢者・障害者虐待防止ネットワークミーティングの開催、運営
- 実務者や当事者とのケース会議の推進、開催

施策の方向性	(2) 権利擁護の取組
---------------	--------------------

○ **成年後見制度の利用促進 【高齢者いきいき課・障害福祉課】**

成年後見制度の利用促進のため、身近な相談機関として鎌倉市成年後見センターの更なる周知を図るとともに、成年後見制度に関わる様々な機関からなる「かまくら成年後見制度連絡会」を活用し、相談対応及び利用支援のための連携を図りました。また、経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な人のための費用助成を拡大しました。

新たな市民後見人の養成・活用を推進するため、市民後見人の活動の場として鎌倉市社会福祉協議会が行う法人後見との連携を図りました。

【主な取組】

- 成年後見センター機能の充実
- 成年後見制度利用相談の充実
- 成年後見制度利用支援補助金の交付
- 成年後見制度の周知・啓発
- 市民後見人の養成・活用

○ **人生100年時代を見据えた取組 【高齢者いきいき課】**

人生100年時代のライフスタイルや、死生観について考える機会を創りました。また、鎌倉版のエンディングプランサポート事業*を実施しました。

【主な取組】

- ライフスタイルに関する講演会等の開催
- エンディングノートの配布
- エンディングプランサポート事業の実施

*** エンディングプランサポート事業**

高齢者が亡くなった時に、死後事務に関して、葬儀社等と委任契約を結び納骨まで、生前に決めておくことを、市がサポートする事業。

施策の方向性

(3) 福祉教育の推進

○ **学校における福祉教育・体験活動の実施** 【教育指導課】

学校教育においては、教科学習や総合的な学習の時間などで、市内にある高齢者に関連する施設を訪問したり、社会福祉協議会を通して地域の高齢者を学校に招いて昔あそび教室を開催したりするなど、小・中学校における福祉教育・体験学習を通して世代間交流を行っています。

令和2年度(2020年度)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応のため、取組を行いませんでした。

【主な取組】

- 世代間交流の実施

主要施策

1-4 在宅生活支援サービスの充実

施策の方向性

(1) 高齢者の在宅生活の支援

○ **高齢者の在宅生活の支援**

【高齢者いきいき課・生活福祉課・ごみ減量対策課】

高齢者が住みなれたまちで安心して暮らしていけるよう、民生委員児童委員、警察、公共交通機関、福祉施設と協力し見守り体制の推進に取組むとともに、高齢者見守り登録(旧一人暮らし高齢者登録)の推進を図りました。

また、家庭ごみの声かけふれあい収集等、他の行政サービスの情報提供に努め、福祉サービスのより利用しやすい環境づくりに取組みました。

【主な取組】

- 緊急通報装置の貸出し
- 配食サービスの助成
- 高齢者見守り登録の推進
- 徘徊高齢者SOSネットワークシステムの利用促進
- 訪問理美容サービスの助成
- 紙おむつの支給
- 障害者控除対象者認定書の発行
- 福祉有償運送事業の周知
- 家庭ごみの声かけふれあい収集の実施

施策の方向性

(2) 介護者支援の強化

○ **介護者への支援** 【高齢者いきいき課】

介護者が急病になった時などに要介護高齢者が緊急にショートステイを利用できる仕組みの周知や、事業所の整備を行うなど、介護者の負担軽減や健康維持・増進を実現するために、サービス提供体制の構築に努めました。

また、働きながら介護をすることができるよう、介護休業制度の周知を図るとともに、あるべき介護サービスの提供体制について、事業者とともに検討しました。

【主な取組】

- 家族介護教室の実施
- 配食サービスの助成（再掲）
- 紙おむつの支給（再掲）
- 徘徊高齢者SOSネットワークシステムの利用促進（再掲）
- 介護サービスに関する情報提供の充実
- 介護休業制度の周知など、働きながら介護をするための情報提供
- 介護サービス提供体制について事業者との協議

主要施策

1-5 医療と介護・福祉の連携の強化

施策の方向性

(1) 在宅医療と介護・福祉の連携の推進

○ **在宅医療と介護・福祉の連携推進** 【高齢者いきいき課】

高齢者が医療や介護を必要とする状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、関係機関が連携して、包括的かつ継続的な支援を提供するための体制づくりに向け、鎌倉市在宅医療・介護連携推進会議を1回開催しました。

また、医療と介護の関係者の連携が円滑に進むよう、「顔の見える関係」をつくることを目的として「多職種ミーティング」をオンラインで3回開催し、延べ191名が参加しました。

鎌倉市在宅医療・介護連携相談センターにおいて、在宅医療に関する社会資源等の情報提供やコロナ禍における連携のツールの活用を推進することを目的とした「Webでつながろう研修会」を行う等して、在宅療養を支える医療・介護関係者を支援しました。

【主な取組】

- 鎌倉市在宅医療介護連携推進会議の開催
- 在宅医療・介護関係者に対する研修の実施
- 市民への在宅での療養や看取りに関する普及啓発

- 在宅医療に関する相談の充実
- 在宅医療介護に関する社会資源や生活支援サービス等の情報提供
- 切れ目のない在宅医療の提供体制の構築

第2節

基本方針2	生涯現役社会の構築と生きがいつくりの推進
-------	----------------------

主要施策	重点施策	2-1 生涯現役社会の構築
------	------	---------------

施策の方向性	(1) 生涯現役促進地域連携事業の推進
--------	---------------------

重点施策に記載しました。(12ページ)

施策の方向性	(2) シルバー人材センターを活用した就労機会の充実
--------	----------------------------

重点施策に記載しました。(13ページ)

主要施策	2-2 生きがいつくりの推進
------	----------------

施策の方向性	(1) 生涯学習の推進
--------	-------------

○ 老人福祉センターの講座・教室の充実 【高齢者いきいき課】

高齢者がこれまで続けてきた特技を伸ばしたり、趣味や教養を深めたり、新たな分野の学習にチャレンジすることで、心が豊かになり、生きがいをもった生活を送ることができます。

老人福祉センターにおいては、学習意欲を持ち続けられるよう、楽しく学べる講座や催し物を開催し、高齢者の生涯学習活動を支援しました。また、各機関と協力し、講座の内容を高めることも推進しました。

【主な取組】

- 老人福祉センターの運営

○ 高齢者の学習ニーズへの対応 【高齢者いきいき課】

老人福祉センター（教養センター）は、「みらいふる鎌倉」（鎌倉市老人クラブ連合会）と共催で、高齢者の学習ニーズに対応するような教養講座を開催しました。

○ 図書館の資料、施設、設備機材の充実等【中央図書館】

身近な地域図書館として、高齢者の要望や必要に応じた資料の充実と学習の場を提供すると共に高齢者が利用しやすい環境を整えました。

【主な取組】

- 大活字本、朗読CD等音声資料の充実
- 拡大鏡や老眼鏡、リーディングトラッカー（文章を読みやすくする定規状の読書補助具）、拡大読書機の設置
- 館内のバリアフリー化の推進
- 高齢者の交流の場となるような行事の開催
- 講座の講師やイベントの企画・運営への参加機会の創出

施策の方向性

（２）いきいき事業の推進

○ 高齢者活動サービスの充実 【高齢者いきいき課】

65歳以上の人の8割以上が介護認定を受けていない人です。この人々に対し、生きがいづくりや社会参加の促進、健康増進を支援することは、高齢者がいきいきといつまでも元気に暮らし続けていくことにつながります。

高齢者の生きがいづくりや健康づくりのサービスとして、福寿手帳の交付、入浴助成、デイ銭湯、いきいきサークル事業を実施しました。しかし、各サービスの利用対象年齢が異なることや居住地によってはサービスを享受できないなど、利用できる人とできない人をつくり出す状況にあります。このため、公平性を保つような見直しを図りながらサービスの充実に努めました。

【主な取組】

- 福寿手帳の交付
- 入浴助成事業の実施
- デイ銭湯事業の実施
- いきいきサークル事業の実施

主要施策

2-3 社会参加の推進と地域活動の拠点の充実

施策の方向性

（１）老人クラブの充実

○ 新規会員の加入促進支援 【高齢者いきいき課】

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、健康・友愛・奉仕の三大運動を柱に活動しています。

鎌倉市老人クラブ連合会では、これまで会の愛称として用いてきた「みらいふる鎌倉」を正式名称として、「老人」クラブのイメージを刷新し、会員の高齢化・会員の減少等の課題に対し、新規会員の確保に努めました。

今後ますます活動及び役割が期待される組織として、市も引き続き新規会員の加入促進

を支援しました。

会員数 65クラブ、3,325人 (令和2年(2020年)4月現在)

【主な取組】

- 老人クラブへの支援

○ 他都市との交流の促進 【高齢者いきいき課】

「みらいふる鎌倉」(鎌倉市老人クラブ連合会)では、他都市の老人クラブとの交流を活動の一つの柱としています。さらに、団体間の情報交換は、親睦や連帯感が深まり、お互いより一層活発に活動する励みとなっています。活発に他都市の老人クラブとの交流が図られるよう支援しました。

施策の方向性

(2) 地域活動団体への支援

○ 老人クラブの活動 【高齢者いきいき課】

老人クラブは、会員同士の交流や親睦を深めるなど生活を豊かにする楽しい活動や、清掃ボランティアやサロンの開催など地域を豊かにする社会活動を行うなど、多種多様な取組をしています。

また、一部の老人クラブでは、孤独感の解消、安心した生活が送れるよう、寝たきりの高齢者や一人暮らし高齢者を訪問し、日常生活の手助けや話し相手をする友愛活動を行いました。

【主な取組】

- 老人クラブへの支援 (再掲)

○ 自治会等との連携 【高齢者いきいき課】

自治会館や町内会館を利用したサロンやたまり場を開設しました。閉じこもり防止や生きがいづくりのため、気軽に立ち寄れる身近な場所で、楽しく過ごせる場として、役に立っています。

また、社会的孤独の解消や心身の機能の低下予防を目的とした、健康体操や日常動作訓練、レクリエーション等を行ういきいきサークル事業も地域に根ざした活動として実施しました。

【主な取組】

- いきいきサークル事業の実施 (再掲)

施策の方向性	(3) 世代間交流の促進
---------------	---------------------

○ **世代間交流の促進 【高齢者いきいき課】**

世代間の交流は、高齢者の社会参加を促し、生きがいを高めるとともに、子どもたちの視野を広げ、地域や社会に対する関心・理解を深める役割を果たしています。

老人福祉センターでは、昔あそびの伝承や陶芸・囲碁教室など子どもたちも参加できる催し物を開催し、また、センターフェスティバルは年齢に関係なく地域住民が参加できるようにしており、積極的に世代間交流を図りました。

老人クラブについては、市内の幼稚園を訪問し昔遊びの伝承活動をしたり、市立小・中学校で会員自らの戦争体験を語り継ぐなど、長寿社会への理解と認識を深めるための取組や世代間交流の機会が充実するような事業を実施しました。

【主な取組】

- 老人福祉センターの運営（再掲）
- 老人クラブへの支援（再掲）

施策の方向性	(4) 老人福祉センターの充実
---------------	------------------------

○ **サークル活動の地域展開 【高齢者いきいき課】**

老人福祉センターでは、講座や教室等が起点となり、より内容を深めたり、趣味が合う者同士が集まりサークル活動に発展することもあります。このサークル活動を持続的かつ自主的な活動へと導くため、老人福祉センターの中での活動に留めることなく、地域の活動へと展開するような仕組みづくりに取組みました。

○ **センター利用者の新規開拓 【高齢者いきいき課】**

老人福祉センターでは、既存の利用者に対して施設利用のアンケートをしながら、満足度のいく利用に取り組んでいます。一方、新規の利用者を開拓するため、新たな講座や教室等の企画や、内容の充実を図り、多くの高齢者が訪れたい場所となることを目指しました。

○ **老人福祉センターの運営 【高齢者いきいき課】**

各行政地域に一つずつ設置している老人福祉センターが、地域活動の拠点として地域特性や地元のニーズに応えることを心がけ、高齢者の生きがいやいこいの場、健康づくりの場としての役割を果たせるような取組みを進めました。

第3節

基本方針3	住みなれた地域や家で生活できる環境の整備
-------	----------------------

主要施策	3-1 安心して暮らせる生活環境の確保
------	---------------------

施策の方向性	(1) 高齢者向け住宅の確保
--------	----------------

○ ライフステージに応じた住生活の実現及び高齢者等の居住の安定確保

【住宅課】

利便性の優れた地域や高齢者向け住宅への住み替えや住み慣れた地域に暮らすことが出来るよう高齢者が安心していきいきと暮らせる住生活の実現を推進しました。

また、高齢者の居住の安定を確保していくため、市営住宅等の公的賃貸住宅のほか民間賃貸住宅等を活用し、住宅セーフティネット機能を強化しました。

【主な取組】

- 居住継続の支援
- 高齢者向け住宅等への円滑な入居・住み替えの支援
- サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
- 高齢者の居住安定のための総合的な施策の推進
- 居住支援協議会の会員団体との連携による住宅セーフティネットの整備
- 居住支援協議会と地域包括ケアシステムによる居住支援体制の構築
- 市営住宅の建替え
- 福祉施策と連携した居住の支援

○ 高齢者が安全かつ快適に住み続けるための施策の周知【高齢者いきいき課】

住宅部門との連携を図り、住宅施策を推進しました。

高齢者が安全・快適な生活環境で住み続けられるよう、介護保険制度に基づく住宅改修や福祉用具の貸与、購入について情報提供を行うと共に、市のサービスである緊急通報システムの周知を図りました。

施策の方向性	(2) 介護保険施設等の整備
--------	----------------

○ 介護保険施設等の整備 【高齢者いきいき課】

住みなれた地域や家で可能な限り生活できるよう地域包括ケアシステムの構築を図っているところですが、在宅での生活が困難な高齢者を支える入所施設として、介護保険施設等の一定の整備を行っていく必要があります。

整備すべき施設は、特別養護老人ホーム等介護保険施設とグループホーム等地域密着型サービス施設があり、計画的に整備を行いました。

整備量については、「介護保険制度の状況 - 1 サービス基盤整備状況」を参照ください。

【整備した施設】

- 介護専用型以外の特定施設（介護付有料老人ホームを含む）
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

施策の方向性 (3) その他の施設サービス

○ その他の施設サービス 【高齢者いきいき課】

窓口や電話などで入所施設の相談があった場合には、施設一覧である「鎌倉市内の高齢者のための入所施設等」を活用し、ご案内しました。また、随時更新して最新の情報が提供できるよう努めました。

平成31年3月1日

鎌倉市内の高齢者のための入所施設等 (住所順)

特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)

施設名	住所	電話	定員	備考
特養鎌倉静養館	由比ガ浜4-4-30	22-8021	64人	
鎌倉清和曲比	坂ノ下33-3	24-1335	75人	
稲村ガ崎さしる	稲村ガ崎4-10-45	38-1313	65人	
七里ガ浜ホーム	藤越1-2-36	31-6156	100人	デイ併設
ヒルズ桜栄鎌倉	山崎794	46-0055	80人	
ふれあいの里	今泉2-10-1	46-9811	65人	
かまくら愛の郷	岡本1022-32	41-1122	110人	デイ併設
ラベ鎌倉	関谷1465-1	40-1788	80人	
鎌倉プライエムさしる	関谷1781	48-2101	80人	デイ併設
ささりんどう鎌倉	城廻270-2	42-3701	70人	デイ併設

現たさりや車椅子等の要介護状態で、なおかつ居宅での生活が困難な方に食事、入浴、排泄等のサービスを提供する施設です。要介護3～5の認定を受けている方が入所できます。
 ※鎌倉市内の特別養護老人ホームの共通申込書について
 担当：鎌倉市役所 高齢者いきいき課 介護保険担当・電話(61)3947
 ・市役所1階7-10窓口でお渡しします。
 ・ホームページの随時福祉子育てから入り、福祉 > 介護保険 > 書式ダウンロード からダウンロード可。

老人保健施設 (介護老人保健施設)

施設名	住所	電話	定員	備考
かまくらしるばーほーむ	雲ノ下1-10-1	22-0013	78人	
老健ぬかだ	大町4-6-6	25-3511	62人	
老健かまくら	上町屋750	42-1717	120人	
リビィガ湘南かまくら	山崎1202-1	41-1616	100人	
鎌倉寺寿苑	関谷918	42-5388	100人	

病状が安定しており、入院治療は必要ないが一定期間のリハビリテーション、看護、介護を必要とする方を対象とした施設です。要介護1～5の認定を受けている方が利用できます。

認知症高齢者グループホーム

施設名	住所	電話	定員	備考
クロスハート十二所・鎌倉	十二所937-8	53-8962	18人	
クロスハート二階堂・鎌倉	二階堂267-67	61-3345	18人	
鎌倉材木座の家	材木座3-16-17	22-2221	18人	
虹の家	稲村ガ崎4-5-19	61-2811	9人	
鎌倉ガートガーデン湘南苗田	苗田1-8-54	38-1718	18人	
華花 (はなばな)	苗田4-1-36	32-0988	6人	
ふあいと山崎の里	山崎560	42-5011	18人	
ちいさな手 鎌倉の社	山崎756-2	46-3181	18人	
鎌倉常盤の家	常盤615-3	39-1460	27人	
ちいさなききょうの花鎌倉	台3-9-5	46-3515	18人	
ふあいと今泉の里	今泉1-11-8	42-7761	9人	
花物語かまくら	津西1-6-11	31-8787	18人	

認知症高齢者が、家庭的な雰囲気なか共同生活を営みながら、日常生活での介護が受けられる施設です。要介護2または要介護1～5の認定と、医師から認知症の診断を受けている方が利用できます。

主要施策	3-2 高齢者にやさしいまちづくりの推進
-------------	-----------------------------

施策の方向性	(1) 買い物支援サービス等の情報提供
---------------	----------------------------

○ **買い物支援サービス等の情報提供 【高齢者いきいき課】**

商店街の衰退や店舗の閉店、郊外型の大型店の進出、高齢化により外出が困難などにより、食料品等の日常の買い物が困難な状況になる買い物弱者が増えています。

高齢者の買い物が困難にならないよう、店舗による食料品等の配送サービス情報の提供を行いました。

施策の方向性	(2) 移動サービスの充実
---------------	----------------------

○ **福祉有償運送サービスの充実 【高齢者いきいき課】**

福祉有償運送は、公共交通機関を利用して移動することができない要支援・要介護の認定を受けている人等を対象に、通院・通所・買い物などの際、有償で行う車両による送迎サービスです。

福祉有償運送事業の普及・利用促進に向けて周知を図りました。

【主な取組】

- 福祉有償運送事業の周知（再掲）
- 横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会への参画

○ **鎌倉市交通マスタープランにおける交通体系整備 【交通政策課】**

人と環境にやさしい交通環境の向上を図り、高齢者が安心して歩け、安全で快適に移動できる交通環境の整備を図りました。

【主な取組】

- 鎌倉の将来の活力を創造する交通環境の整備
- 古都鎌倉の歴史性をいかした交通需要管理施策の推進
- 幹線道路網の強化などによる住宅地での居住環境の保全
- 安全で快適にだれもが使いやすい交通施設の整備

主要施策	3-3 防犯・防災体制の整備
-------------	-----------------------

施策の方向性	(1) 消費者相談の充実
---------------	---------------------

○ **消費者被害の防止** 【市民相談課】

情報紙の発行など積極的な啓発活動により、消費生活の基礎知識の普及や、消費者被害の未然防止に向けた情報提供を行いました。

また、消費者の苦情相談に対し、助言、あっせんなどを通じ、被害の救済を図りました。

【主な取組】

- 生活の情報の発行、広報かまくらでの連載
- 消費生活センターの周知
- 消費生活相談の実施

○ **関係機関との連携** 【高齢者いきいき課】

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、相談できる家族が身近にいないことから、消費者被害にあったり、振込め詐欺などの事件に巻き込まれたりする高齢者が増加しています。地域包括支援センターや警察、消費生活センターと協力し、高齢者被害の防止に向けて取組みました。

【主な取組】

- 地域包括支援センターや消費生活センターとの連携
- 老人福祉センター、老人クラブの活動の場における出前教室等の実施

施策の方向性	(2) 災害時における支援体制の充実
---------------	---------------------------

○ **地域防災計画との連携** 【総合防災課・福祉総務課・高齢者いきいき課】

災害が発生した際に、高齢者が安全かつ速やかに避難できるよう、地域防災計画を所管する防災部門との連携を図りました。

【主な取組】

- 施設における避難訓練の充実、日常の備え
- 避難行動要支援者の避難支援にかかる地域住民等との連携体制の構築
- 災害時における要配慮者の緊急受入れなど、地域の関係機関等との連携体制の強化

○ 防犯情報の提供 【市民安全課】

警察と連携し、広報かまくらやホームページ等への掲載、安全安心まちづくり推進ニュースの発行や防災・安全情報メールの配信、注意喚起チラシの回覧・配布などにより、防犯情報を提供しました。

○ 防犯講話・教室の開催 【市民安全課】

防犯アドバイザーが、警察及び関係機関等と連携し、老人福祉センターや自治会・町内会において防犯講話・教室を開催しました。

第4節

基本方針4	健康づくりと介護予防の推進
-------	---------------

主要施策	4-1 健康づくり事業の推進
------	----------------

施策の方向性	(1) 健康に関する普及啓発
--------	----------------

○ 健康づくりに関する普及啓発 【市民健康課】

「鎌倉市健康づくり計画」や「鎌倉食育推進計画」と連携し、健康の維持・増進、生活習慣病予防に関する適切な情報提供を行い、健康づくりに関する普及啓発に努めました。

令和2年度(2020年度)は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、健康教育・健康相談・食育事業については事業規模を縮小して実施しました。

【主な取組】

- 健康教育・健康相談の実施
- 地域での健康づくり事業の推進
- 食育事業の推進
- インフルエンザ・肺炎予防対策の推進

施策の方向性	(2) 生活習慣病予防と疾病の早期発見
--------	---------------------

○ 生活習慣病予防と疾病の早期発見 【市民健康課】

40歳～74歳の鎌倉市国民健康保険被保険者にはメタボリックシンドロームに着目した鎌倉市国保特定健康診査・特定保健指導を、75歳以上の人に対しては後期高齢者健康診査を実施し、生活習慣病の発症・重症化の予防を通じてQOL(生活の質)の維持・向上に努めました。また、生活習慣病は脳血管障害、それに伴う血管性認知症やアルツハイマー病発症の要因にもなりうることから、これらの健診の受診率向上に努めました。

併せて、各種がん検診等も実施し、疾病の早期発見、早期治療に結びつけることにより、健康の維持・増進を図りました。

【主な取組】

- 鎌倉市国保特定健康診査・特定保健指導の実施
- 後期高齢者健康診査の実施
- 各種がん検診等の実施
- 歯周病検診の実施

主要施策	4-2 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
-------------	-------------------------------

施策の方向性	(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進
---------------	-------------------------------

○ **介護予防・生活支援サービス事業*の推進 【高齢者いきいき課】**

要支援者または基本チェックリストにより支援が必要と判定された人に対して、介護予防・生活支援サービス事業を実施しました。

また、要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を送れるよう支援するために、短期集中プログラムで状態改善を目指す通所型サービスCを推進しました。

そのほかNPO、ボランティアまたはコミュニティなどが担い手となって高齢者を支援する、訪問型サービスB及び通所型サービスB（住民主体による支援）については、日常生活圏域（鎌倉・腰越・深沢・大船・玉縄）ごとに配置される生活支援コーディネーターが中心となって、サービスの提供体制の構築を進めました。

要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を送れるよう支援するために、短期集中プログラムで状態改善を目指す通所型サービスCについては、マシンプログラムを6回行い、38人が参加しました。

【主な取組】

- 訪問型サービスO（従前相当サービス）
- 通所型サービスO（従前相当サービス）
- 通所型サービスC（短期集中予防サービス）
- 訪問型サービスB（住民主体による支援）
- 通所型サービスB（住民主体による支援）
- その他の生活支援サービス
- 介護予防ケアマネジメント

*** 介護予防・生活支援サービス事業**

平成 27 年度(2015 年度)の介護保険制度改正による新しい事業で、要支援認定者や基本チェックリスト該当者を対象に、従来の要支援認定者に対する訪問介護や通所介護などが含まれる。実施主体は市区町村。

本事業で行われる「訪問型サービス」及び「通所型サービス」においては、現行の訪問介護及び通所介護に相当するサービスのほか、「緩和した基準によるサービス」、「住民主体による支援」、「短期集中予防サービス」、「移動支援」という多様なサービスの実施が国から示されている。

○ 一般介護予防事業の推進 【市民健康課・高齢者いきいき課】

介護予防に関する知識の普及啓発のため、「かまくらシニア健康大学」として、月に1回、様々なテーマの講座を8回開催し、延べ247人が参加しました。

また、自分自身のからだの状態を確認し、健康づくりや介護予防に取り組むきっかけづくりとして、「体力測定会」を4会場で延べ8回開催し、延べ151人に、結果に応じて、運動指導や地域の自主グループ、介護予防教室等の紹介を行いました。

その他、身近なところで健康づくりに取り組む団体の活動支援として、保健師や管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士等の専門職が自治会・町内会や老人クラブ等の地域の団体に向き、延べ31回、延べ1,278人に対してミニ講座等を行いました。

令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、介護予防事業や団体活動支援については事業規模を縮小して実施しましたが、対面での講座の開催が難しい期間にも自宅で実施できるフレイル予防に関する情報の掲載や、ワクチン接種会場でのリーフレットの配布などにより啓発を行いました。

【主な取組】

- 介護予防把握事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業
- 介護予防普及啓発事業

第5節

基本方針5	介護保険サービスの適切な提供体制の充実
-------	---------------------

主要施策	5-1 介護保険給付サービスの充実
------	-------------------

施策の方向性	(1) 介護（予防）サービスの充実
--------	-------------------

介護保険サービスは、要介護または要支援の認定を受けた人が、あらかじめ介護上の計画を立てた上で事業者から提供されます。在宅の場合は介護給付や介護予防サービス、施設入所の場合は施設サービスが提供されます。

○ 介護給付（居宅）サービス 【高齢者いきいき課】

要介護1～5までの認定を受けた人が在宅で利用できるサービスで、心身機能が低下していても、住みなれた地域で生活できるよう、介護給付サービスを充実しました。

【サービスの種類】

- 居宅介護支援
- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与

○ 介護予防サービス 【高齢者いきいき課】

要支援1、2の認定を受けた人が在宅で利用できるサービスで、日常生活を送る上で、「自立」に向けた生活が送れるように支援しました。

なお、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、平成29年(2017年)4月以降、介護予防・日常生活支援総合事業（主要施策4-2）の中で提供しています。

【サービスの種類】

- 介護予防支援
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護

- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与

○ **施設サービス 【高齢者いきいき課】**

要介護の認定を受けた人が利用できるサービスで、施設に入所し、日常生活上の援助や機能訓練などを行いました。

【サービス提供施設】

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 介護医療院

○ **その他の介護保険サービス 【高齢者いきいき課】**

要介護または要支援の認定を受けた人が在宅で利用できるサービスで、福祉用具の購入や住宅改修に対して保険給付しました。

【主な取組】

- 特定福祉用具購入費の支給
- 特定介護予防福祉用具購入費の支給
- 住宅改修費の支給
- 介護予防住宅改修費の支給

施策の方向性

（２）地域密着型サービスの充実

○ **地域密着型サービスの充実 【高齢者いきいき課】**

要介護または要支援の認定を受けた人が住みなれた地域で介護サービスを受けられるよう、介護保険の地域密着型サービスの事業所整備に係る公募を行った結果、小規模多機能型居宅介護の1事業所を選定しました。

【サービスの種類】

- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型通所介護

施策の方向性	（３）共生型サービスの創設
---------------	----------------------

○ **共生型サービスの創設** 【高齢者いきいき課・障害福祉課・福祉総務課】

高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険制度と障害福祉制度に、平成30年度（2018年度）から新たに共生型サービスが位置づけられています。

介護保険法の訪問介護、通所介護等のサービスについて、児童福祉法もしくは障害者総合支援法の指定を受けている事業所から指定の申請があったときは、厚生労働省令による基準を標準または参酌して定めた条例に従い、指定を行います。

なお、市が指定を行う地域密着型サービスについては、地域密着型通所介護が共生型サービスの対象となっています。

また、民間団体が空き家を共生型施設として整備・活用できる方策を検討しました。

【主な取組】

- 共生型施設開設に向けた方策の検討
- サービスの提供を検討する事業所等への情報提供

主要施策	５－２ 介護保険制度の適切な運営の確保
-------------	----------------------------

施策の方向性	（１）介護保険サービスの質の確保と人材養成
---------------	------------------------------

利用者一人ひとりに対応した質の良いサービスを提供するため、介護サービスの質の確保と人材の養成、支援を行いました。

○ **事業者に対する研修や指導** 【高齢者いきいき課】

介護保険制度が適切に運営されるよう、事業者に対する研修や指導を行いました。

【主な取組】

- 市が主催する研修会の開催、ホームページを活用した資料提供、制度や運用上の解釈に関する助言
- 介護サービス事業者の集団指導及び実地指導の強化
- 介護サービス事業者の参入支援や情報提供など、介護サービス事業者に対する支援の促進

○ 利用者本位のサービスの提供 【高齢者いきいき課】

サービス内容や経営状況などに関する事業者の情報について、外部評価の実施を通して情報提供したほか、優良な事業所が評価される仕組みを検討するなど、サービス利用者が自らの判断で事業者を選択できる環境を整えました。

介護相談員が施設を訪問し、利用者の声を聴き取ることによって、施設において利用者本位の生活が送れることを目指しました。

各事業者が行っている「身体拘束ゼロ」の取組をさらに推進するため、「身体拘束ゼロ宣言」、市内の施設及び事業所にポスターを掲示するなどの周知方法を検討しました。

ケアマネジャーに代わって、本人や家族がケアプランを作成するケースについて、必要書類や手続に関する手引きを作成するなど、支援の方法を検討しました。

【主な取組】

- サービス内容や経営状況など情報の充実
- 優良介護事業所の評価の仕組みの検討
- サービスに関する苦情・相談体制の充実
- 介護相談員派遣事業の実施
- セルフケアプラン作成に係る支援方法の検討

○ 介護の担い手の養成 【高齢者いきいき課】

介護を受ける高齢者の増加が見込まれる一方で、介護職の高齢化などの問題もあり、介護人材が不足することが予測されています。

学生を「将来の介護職員」と捉え、介護事業所が学生の職場体験やインターンシップの受入れを積極的に行うことができるよう、受入れ等について働きかけを行いました。

【主な取組】

- 学生の職場体験等の受入れに係る働きかけ

○ 介護職員の専門性向上の推進 【高齢者いきいき課】

市内の介護職員の現状を把握し、専門性の向上を図りました。

介護職員初任者研修や実務者研修・現任者研修等の受講にかかる費用の一部を助成することにより、専門性の向上及びキャリアアップの方策の充実を目指しました。

【主な取組】

- 介護職員初任者研修、実務者研修・現任者研修等の受講にかかる費用の助成
- 職員研修・更新研修（介護支援専門員）・事例研究会などの開催に関する情報提供
- 介護従事者のキャリアアップやヘルパー養成講座の情報提供

○ 事業者による適切なサービスの提供 【高齢者いきいき課】

介護保険制度を適正に運営していくために、介護給付の適正化の取組を効果的かつ効率的に推進しました。

【主な取組】

● 主要介護給付等費用適正化事業（主要5事業）の実施

(1) 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

認定調査の適正化・均一化を図ることを目的とした認定調査員に対する研修は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、実施できませんでした。

(2) ケアプランの点検

市内の居宅介護支援事業所または介護保険施設等が作成するケアプランについて、36件点検を実施しました。

(3) 住宅改修等の点検

住宅改修費支給申請時に提出される見積書、図面、写真及びケアマネジャー等が作成する理由書に基づく審査の結果、疑義が生じた場合にヒアリング、必要に応じて現地調査を実施しました。

住宅改修受領委任払い制度の登録時業者、及びケアマネジャー等を対象に、住宅改修の理解を深めるための研修を1回開催しました。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

介護請求に関して複数月にわたる算定回数確認（縦覧点検）、及び介護保険と医療保険の重複請求の確認（医療情報との突合）について、神奈川県国民健康保険団体連合会に委託することにより実施しました。

(5) 介護給付費通知

介護サービスの利用者に対して、利用状況を知らせるとともに、介護保険に関する理解を深めることを目的として、2回通知を発送しました。

● 事業者指導の実施

● 事業者向け研修会の開催

介護保険制度の状況（令和2年度（2020年度）実績）

1 サービス基盤整備状況

●介護保険施設（利用定員総数）

サービスの名称	目標値	実績値	達成率
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	879人	789人	89.8%
介護老人保健施設	460人	460人	100.0%
介護療養型医療施設	12人	0人	0.0%
介護医療院	—	—	—
介護専用型以外の特定施設（有料老人ホームを含む）	780人	684人	87.7%

●地域密着型サービス施設（利用定員総数又は延事業所数）

サービスの名称	目標値	実績値	達成率
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	252人	252人	100.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	28人	28人	100.0%
地域密着型介護老人福祉施設	0人	0人	—
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3箇所	2箇所	66.7%
小規模多機能型居宅介護	8箇所	7箇所	87.5%
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	4箇所	2箇所	50.0%

2 介護保険サービス利用者数等の状況

●要支援・要介護認定者数

	見込値	実績値	達成率
認定者数	11,265人	11,146人	98.9%

●利用者数（延人数）

サービスの名称	見込値	実績値	見込比
居宅サービス	97,561人	79,989人	82.0%
地域密着型サービス	25,071人	16,178人	64.5%
施設サービス	16,368人	14,650人	89.5%

●給付費

(単位：千円)

サービスの名称	見込値	実績値	見込比
居宅サービス	8,628,422	8,750,207	101.4%
地域密着型サービス	2,755,451	2,018,563	73.3%
施設サービス	4,383,478	4,224,640	96.4%
居宅介護支援	985,464	924,101	93.8%
その他給付等	833,667	983,783	118.0%
合 計	17,586,482	16,901,294	96.1%

※その他給付費等の項目は、特定入所者介護（予防）サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費及び審査支払手数料を集計しています。

3 介護保険事業量の状況

●介護予防サービス事業量

サービスの名称	見込値	実績値	見込比
介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0回	3回	—
介護予防訪問看護	11,137回	8,902回	79.9%
介護予防訪問リハビリテーション	1,356回	2,369回	174.7%
介護予防居宅療養管理指導	1,188人	1,368人	115.2%
介護予防通所リハビリテーション	1,692人	1,137人	67.2%
介護予防短期入所生活介護	1,374日	236日	17.2%
介護予防短期入所療養介護	118日	16日	13.6%
介護予防福祉用具貸与	7,824人	8,429人	107.7%
特定介護予防福祉用具購入費	276人	189人	68.5%
介護予防住宅改修費	576人	313人	54.3%
介護予防特定施設入居者生活介護	948人	796人	84.0%
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0回	0回	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	288人	106人	36.8%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0人	0人	—
介護予防支援	9,372人	9,827人	104.9%

●介護給付サービス事業量

サービスの名称	見込値	実績値	見込比
居宅サービス			
訪問介護	653,638回	636,864回	97.4%
訪問入浴介護	13,757回	10,963回	79.7%
訪問看護	166,105回	129,242回	77.8%
訪問リハビリテーション	37,481回	36,947回	98.6%
居宅療養管理指導	25,668人	28,259人	110.1%
通所介護	149,767回	141,236回	94.3%
通所リハビリテーション	53,987回	31,215回	57.8%
短期入所生活介護	63,060日	60,917日	96.6%
短期入所療養介護	17,471日	6,860日	39.3%
福祉用具貸与	42,600人	39,043人	91.7%
特定福祉用具購入費	1,104人	724人	65.6%
住宅改修費	1,080人	502人	46.5%
特定施設入居者生活介護	8,592人	9,080人	105.7%
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	672人	436人	64.9%
夜間対応型訪問介護	0人	0人	—
認知症対応型通所介護	10,934回	1,761回	16.1%
小規模多機能型居宅介護	2,028人	1,227人	60.5%
認知症対応型共同生活介護	3,024人	2,698人	89.2%
地域密着型特定施設入居者生活介護	336人	300人	89.3%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	24人	12人	50.0%
看護小規模多機能型居宅介護	948人	518人	54.6%
地域密着型通所介護	109,717回	89,918回	82.0%
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	10,428人	10,001人	95.9%
介護老人保健施設	5,520人	4,505人	81.6%
介護医療院	60人	105人	175.0%
介護療養型医療施設	96人	107人	111.5%
居宅介護支援	60,420人	53,844人	89.1%

4 介護保険給付費の状況

●介護予防給付費

(単位：千円)

サービスの名称	見込値	実績値	見込比
介護予防サービス	292,470	224,363	76.7%
介護予防訪問入浴介護	0	27	—
介護予防訪問看護	41,920	30,817	73.5%
介護予防訪問リハビリテーション	3,955	7,216	182.5%
介護予防居宅療養管理指導	13,858	14,217	102.6%
介護予防通所リハビリテーション	54,387	38,867	71.5%
介護予防短期入所生活介護	9,248	1,575	17.0%
介護予防短期入所療養介護	1,187	147	12.4%
介護予防福祉用具貸与	37,976	45,102	118.8%
特定介護予防福祉用具購入費	6,625	4,331	65.4%
介護予防住宅改修費	58,359	27,376	46.9%
介護予防特定施設入居者生活介護	64,955	54,688	84.2%
地域密着型介護予防サービス	18,312	7,327	40.0%
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	18,312	7,327	40.0%
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	—
介護予防支援	46,611	49,170	105.5%
介護予防給付費計	357,393	280,860	78.6%

●介護給付費

(単位：千円)

サービスの名称	見込値	実績値	見込比
居宅サービス	8,335,952	7,601,742	91.2%
訪問介護	2,025,534	1,916,369	94.6%
訪問入浴介護	175,057	140,087	80.0%
訪問看護	738,662	609,056	82.5%
訪問リハビリテーション	113,847	109,695	96.4%
居宅療養管理指導	318,277	371,266	116.6%
通所介護	1,221,378	1,111,814	91.0%
通所リハビリテーション	509,433	278,928	54.8%
短期入所生活介護	578,565	566,797	98.0%
短期入所療養介護	201,803	80,408	39.8%
福祉用具貸与	591,853	548,230	92.6%
特定福祉用具購入費	28,883	18,576	64.3%
住宅改修費	93,228	39,116	42.0%
特定施設入居者生活介護	1,739,432	1,811,400	104.1%
地域密着型サービス	2,737,139	2,011,235	73.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	107,658	91,342	84.8%
夜間対応型訪問介護	0	0	—
認知症対応型通所介護	147,152	23,037	15.7%
小規模多機能型居宅介護	444,808	256,898	57.8%
認知症対応型共同生活介護	838,757	727,535	86.7%
地域密着型特定施設入居者生活介護	74,117	61,438	82.9%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6,565	3,751	57.1%
看護小規模多機能型居宅介護	239,735	140,408	58.6%
地域密着型通所介護	878,347	706,826	80.5%
介護保険施設サービス	4,383,478	4,222,381	96.3%
介護老人福祉施設	2,777,458	2,798,246	100.7%
介護老人保健施設	1,549,645	1,347,104	86.9%
介護医療院	22,337	39,418	176.5%
介護療養型医療施設	34,038	37,613	110.5%
居宅介護支援	938,853	874,931	93.2%
介護給付費計	16,395,422	14,710,289	89.7%

●その他給付費等

(単位：千円)

サービスの名称	見込値	実績値	見込比
特定入所者介護（予防）サービス費	342,793	291,660	85.1%
高額介護サービス費	402,265	586,015	145.7%
高額医療合算介護サービス費	72,733	91,975	126.5%
審査支払手数料	15,876	14,133	89.0%
その他給付費等計	833,667	983,783	118.0%

●地域支援事業費用額

(単位：千円)

事業の名称	見込値	実績値	見込比
介護予防・日常生活支援総合事業	446,739	467,769	104.7%
訪問型サービス	117,612	106,242	90.3%
通所型サービス	270,360	294,880	109.1%
介護予防ケアマネジメント	42,240	57,633	136.4%
その他事業	16,527	9,014	54.5%
包括的支援事業・任意事業費	349,703	308,205	88.1%
地域支援事業費計	796,442	775,974	97.4%

●介護保険第1号被保険者の保険料

○標準給付費

(単位：円)

サービスの名称	見込値	実績値	見込比
総給付費	16,752,814,492	14,991,151,093	89.5%
特定入所者介護サービス費等給付額	342,793,000	291,659,596	85.1%
高額介護サービス費等給付額	402,265,000	586,014,832	145.7%
高額医療合算介護サービス費等給付額	72,733,000	91,975,465	126.5%
審査支払手数料	15,876,000	14,132,976	89.0%
標準給付費見込額（A）	17,586,481,492	15,974,933,962	90.8%

○地域支援事業費

(単位：円)

サービスの名称	見込値	実績値	見込比
介護予防・日常生活支援総合事業費	446,739,000	467,768,725	104.7%
包括的支援事業・任意事業費	349,703,000	308,205,263	88.1%
地域支援事業費（B）	796,442,000	775,973,988	97.4%

平和都市宣言

われわれは、
日本国憲法を貫く平和精神に基いて、
核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、
全世界の人々と相協力してその実現を期する。
多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、
ここに永久に平和都市であることを宣言する。
昭和33年8月10日

鎌倉市

鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。